

中能登町農業委員会委員募集要項

平成28年度の「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員会の委員（以下「農業委員」という）を公募することが定められました。

この度、中能登町農業委員会の農業委員の任期満了をむかえるにあたり、次期農業委員を募集します。

1 募集人数

農業委員 14名

2 任期

令和8年12月1日から令和11年11月30日まで（3年間）

3 身分及び報酬の額

中能登町の非常勤の特別職職員として基本給月額12,000円及び活動成果報酬（予算の範囲内）

4 主な職務内容

- (1) 農業委員会の会議に月1回程度出席し、農地法その他の法令に基づく、農地の権利に係る許可等に関して審議を行います。また、審議に関する現地調査等を行います。
- (2) 農業委員会等に関する法律等に定められた農地の調査や農業経営の合理化、情報提供等の委員会活動を行います。
- (3) 農地利用最適化推進委員と連携し、農地利用の最適化活動（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、地域計画策定のための話し合いへの参画など）を行います。
- (4) 農業委員会活動について、日々の活動を記録し、月ごとに報告書を提出します。

5 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 地方自治法等により、農業委員との兼務を禁止されている職の者

6 推薦及び応募に係る手続き

町農業委員会窓口または中能登町ウェブサイトで配布する申請書様式に必要事項を記入（自署欄は本人自署に限る。推薦人氏名名称欄は記名押印または自署。その他はワープロ入力可）し、承諾書等と合わせて、持参により中能登町農業委員会事務局（中能登町役場行政サービス庁舎 農林課内）へ提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

【提出書類】

・推薦書または応募申込書

個人による推薦の場合

様式1

推薦書（個人推薦用）

法人又は団体による推薦の場合

様式2

推薦書（法人団体推薦用）

自薦応募の場合

様式3

応募申込書

・委員候補者承諾書、委員資格に係る同意書

7 推薦・募集期間

令和8年5月25日（月）～令和8年6月26日（金）まで

役場開庁日の開庁時間内（午前8時30分～午後5時15分）に持参すること

8 選任方法

推薦及び応募の総数が募集人数を超えたとき又は町長が必要と認めたときは、中能登町農業委員候補者選考委員会において候補者について審査のうえ、評価を行い、町に対し報告をします。

町は、報告を参考に農業委員候補者を決定し、町議会の同意を得たうえで農業委員を選任します。

9 情報の公表

農業委員会等に関する法律に基づき、募集期間の中間及び終了後、中能登町ウェブサイトで以下の内容を公表します。

(1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別

(2) 推薦者（法人又は団体）の名称、代表者又は管理人の氏名、活動の主たる目的、構成員の人数、構成員の資格又は要件等

(3) 推薦を受ける者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

(4) 推薦又は応募の理由

(5) 推薦者が被推薦者を中能登町農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が、中能登町農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

(6) 推薦を受ける者の数及び、そのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数

(7) 応募する者の数及び、そのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数

10 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

〒929-1692

鹿島郡中能登町能登部下91部23番地

中能登町農業委員会事務局（中能登町役場行政サービス庁舎 農林課内）

電話 0767-72-3922（午前8時30分～午後5時15分）

FAX 0767-72-3929